

## 要 請 書

1. 国民の思想・良心の自由を守るために、学習指導要領に基づく「日の丸・君が代」を強制しないこと。学習指導要領から「国旗・国歌」条項を削除すること。また、2011年実施予定の新小学校学習指導要領2章6節音楽に「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」を盛り込まないこと。

「君が代」斉唱時の起立強制は身体(人身)の自由を蹂躪するものであるから、各都道府県にその中止を指導すること。

また、「10.23通達」を廃止するよう、東京都教育委員会への是正指導を行われたい。

### 【理由】

「国旗・国歌」条項に基づく「日の丸・君が代」の強制が強まった結果、「思想、良心の自由と言っている場合じゃありません。国家・国民を意識してもらうため、今後事あるごとに国歌斉唱を求めているいきたい」(橋下徹大阪府知事)と憲法を蹂躪する発言が出てきている。文科省の責任は重大であり、「国旗・国歌」条項の削除を急がれたい。

2. 朝鮮学校も「高校無償化」制度の対象とすること

### 【理由】

拉致問題と高校無償化は別問題である。朝鮮学校を排除することは排外主義を醸成するものであり許されない。

3. 教員免許更新制を廃止すること。

### 【理由】

鳩山政権を誕生させた民主党マニフェストには、教員免許更新制廃止を踏まえた抜本の見直しが含まれていたはずである。ところが見直しが明確になっていないため、教育現場は混乱を極めていいる。直ちに、廃止の方向を打ち出されたい。

4. 全国学力テストを中止すること。

### 【理由】

今年度から抽出方式になったとはいえ、全国学力テストは地域・学校の序列化と差別を生むものである。また、予算のムダ遣いであり、テスト実施における不正も報告されている。このような、全国学力テストは今年度限りで中止すること。

5. 臨時的任用教職員の待遇を抜本的に改善すること。

(1) 同一価値労働・同一賃金の原則をふまえ、正規教職員と同等の賃金を支給するように各都道府県・市町村を指導すること。当面、以下の改善措置をとるように指導するこ

と。

臨時的任用教員（講師）の賃金を教育職給料表の2級に格付けすること。

賃金の「頭打ち」を廃止するよう指導すること。

非常勤講師・職員に一時金及び通勤手当が支給できるよう、法律改正を含めて関係機関に働きかけること。

(2) 不安定雇用をなくすため、地公法22条6項の改正を行うこと。

(3) 非常勤教職員等の特別職地方公務員が労働契約関係にあることを周知すること。

【理由】

地公法3条3項3号の特別職地方公務員の雇用は「任用」ではなく「雇用」であることを確立させるため、関係方面と協議して、必要であれば法改正を行われたい。

(4) 福祉・厚生を充実させること。

継続雇用を行えるよう法制度を改正すること。また、待機期間の生活を保障するための措置を講ずること。

すべての臨時的任用教職員に健康診断を実施するよう、都道府県を指導すること。

6. 労働基準法や労働組合法に違反について監督官庁から指導を受けている学校法人に対して公的助成をしないこと。

【理由】

学校法人関西学院は労基法違反について西宮労働基準監督署から指導を受けているがこれに従っていない。また学校法人大阪夕陽丘学園は、労基法違反について大阪中央労働基準監督署から指導を受けているが従っておらず、また大阪府労働委員会からの不当労働行為救済命令に従わず、これについての中央労働委員会からの初審命令履行勧告にも従っていない。このような法律を守らない学校法人に私学助成等の公的補助を行うことは問題である。

7. 公立学校で働く外国人教員（JET、ALT、AETを含む）が日本人教員と対等に授業等を担当できるように法改正を行うこと。

地方自治体がALT等の偽装請負契約や脱法的派遣契約が出来ない仕組みをつくること。

【理由】

ALT等は地方公務員法3条3項3号に規定された特別職地方公務員であるが、その実態は任用ではなく雇用である。国家公務員法2条7と同様に労働契約として取り扱うべきである。

8. 「改正」教育基本法を見直すこと。

9. 「心のノート」の配布を中止せよ

10. 「子どもの権利条約」の徹底をはかるよう措置を講ずること。

11. 指導要録のあり方を抜本的に見直すこと。当面、個人情報の全面開示を行うことやプライバシーの保護を徹底する措置を講ずること。

12. 早期に30人学級を実施し、教職員の増員を行うこと。

- 13 . 外国籍教員の採用を「講師」とするのではなく「教諭」として採用できるよう、文部省の通知を撤回すること。
- 14 . 教科書無償制度を継続し、現行教科書検定制度を廃止すること。
- 15 . 現業部門の欠員補充、下請け禁止、とくに学校給食調理員・警備員などの増員と労働条件の向上を図ること。
- 16 . 義務教育国庫負担制度を堅持すること。学校事務職員・栄養職員を義務教育国庫負担制度から除外しないこと。
- 17 . 教職員の労働安全・健康保持増進・福利厚生に使用者責任を果たすこと。
- 18 . ノーマライゼーションの精神に基づき、支援学校の義務制を廃止し、統合教育を推進すること。(障害児を含め)希望者の普通高校全入を進めること。
- 19 . 障がいをもった教職員が働きやすい施策を進めること。
- 20 . 国公立学校の授業を民間企業に請け負わせないこと。大学設置基準を遵守せず「外部講師」に授業を担当させている大学等を調査して厳正に対処すること。
- 21 . 国公立学校教職員の専任比率を高める方策を講じること。
- 22 . 学校給食の安全性を確保するため、米をはじめとして輸入食品は使用せず、国内農産物を積極的に使用すること。併せて農薬の使用規制を強化すること。
- 23 . 国民体育大会を廃止すること。